

# 債権管理条例制定について

税務課

## 1 概要

町の債権管理に関する事務処理について統一的な処理基準を定めることにより、債権管理の適正化及び町民負担の公平性を確保するもの。

また、効果的かつ効率的に未収債権を縮減することで、円滑な行財政運営を図る。

## 2 主な内容

### (1) 台帳の整備について

適正な債権管理を行うため、必要な事項について記録(経過記録)の整備を義務付ける。

### (2) 債務者に関する情報共有について

業務の効率化及び利便性の観点から、債務者の情報を共有し、滞納整理を行う。

### (3) 延滞金について

公平性確保及び納期内納付促進のため、延滞金の徴収基準を定める。

### (4) 滞納処分について

未納入者に対する強制徴収公債権の滞納処分等について、法令等の規定に従い、滞納処分を実施する。

### (5) 強制執行について

強制執行等の措置を取る場合として、①担保権の実行、②強制執行、③訴訟手続等による履行の請求を行うことを規定する。

### (6) 債権放棄について

債権を放棄する典型的な事例を条例に規定することで、適切に債権放棄を行い、適正な債権管理と業務の効率化を図る。

## 3 今後のスケジュール

3月定例会に上程予定